

## 令和7年度福祉・介護職員等処遇改善等緊急支援事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1 障害福祉分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、必要な対応を行うこととされている令和8年度障害福祉サービス等報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げの支援を行うことを目的として、「令和7年度障害者総合支援事業費補助金（追加協議分）交付要綱」（令和8年2月10日付け厚生労働省発障0210第1号厚生労働事務次官通知）、「令和7年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金（令和7年度補正予算分）交付要綱」（令和8年1月27日付けこ支虐第36号こども家庭庁長官通知）、「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業実施要綱」（令和7年12月26日付け障発1226第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（以下「厚労省実施要綱」という。））及び「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業実施要綱」（令和7年12月26日付けこ支障第447号こども家庭庁支援局長通知。（以下「こ家庁実施要綱」という。））に基づき、予算の範囲内で岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

### (補助金の対象及び補助額の算定)

第2 本事業の対象は、以下のいずれかに該当する障害福祉サービス事業所等、障害児通所支援事業所及び障害児入所施設（以下「施設・事業所等」という。）とする。

- ① 別表第1表1に掲げるサービス類型の施設・事業所等であって、厚労省実施要綱6（1）又はこ家庁実施要綱6（1）の支給要件を満たすもの
- ② 別表第1表2に掲げるサービス類型の施設・事業所等であって、厚労省実施要綱6（2）又はこ家庁実施要綱6（2）の支給要件を満たすもの

本事業が人材流出を防ぐための緊急的対応としての支援であることを踏まえ、原則として基準月は令和7年12月とし、令和7年12月におけるサービス提供による報酬額から、6月分の補助額を算出することとする。ただし、月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分については、令和8年3月末日までに生じ、令和8年4月10日までに審査支払機関により受理されたものに限り、反映することとする。

その他の対象要件は、厚労省実施要綱及びこ家庁実施要綱のとおりとし、サービス区分、交付率及び対象経費は別表第1のとおりとする。

2 施設・事業所等に対する補助額は、以下の式により障害福祉サービス等利用者（以下「利用者」という。）ごとの補助額を算出し、施設・事業所等ごとに補助額を合計して算定することとする。

なお、利用者ごとの補助額の算出に当たっては、1円未満の端数は切り捨てとする。

利用者ごとの補助額＝基準月の障害福祉サービス等総報酬（a）×交付率（b）

a 基準月の障害福祉サービス等総報酬は、基準月の障害福祉サービス等報酬総単位数（基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。）に、1単位の単価を乗じたもの。対象月の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分の単位数を含む。なお、障害児入所施設等については、支弁した障害児施設措置費も含めることとする。

b 交付率は、サービス類型及び厚労省実施要綱6又はこ家庁実施要綱6の補助金の要件別に6月分として設定された別表第1に掲げる交付率とする。

### (特別な事情に係る届出)

第3 事業の継続を図るために、職員の賃金水準（処遇改善加算による賃金改善分を除く。）を引き下げた上で賃金改善を行うときは、令和7年度福祉・介護職員等処遇改善緊急支援事業費補助金特別事情届出書（様式第4号）及び厚労省実施要綱8（5）又はこ家庁実施要綱8（5）の事項を記載した特別な事情に係る届出書（様式第4号別紙）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容の軽微な変更)

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、補助事業の目的の変更を伴わない内容の軽微な変更(補助金額の変更を伴わないものに限る。)とする。

(申請の取下げ期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(補助金の支払)

第6 知事は、第2の規定に基づき、岩手県国民健康保険団体連合会(以下、「国保連」という。)が算定した額を支払うものとする。ただし、障害児施設措置費については、岩手県福祉総合相談センター(以下、「相談センター」という。)が算定した額を支払うものとする。

2 補助金の支払いを受けようとするときは、国保連又は相談センターが算定した額を令和7年度福祉・介護職員等処遇改善等緊急支援事業費補助金請求書(様式第5号)により知事に提出しなければならない。

(立入検査等)

第7 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(書類の整備等)

第8 補助事業者は、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(前金払)

第9 補助事業者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、令和7年度福祉・介護職員等処遇改善等緊急支援事業費補助金前金払請求書(様式第6号)に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第10 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(交付金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率(当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。)を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第7号)により知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第11 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月12日から施行する。

別表第1（第2関係）

表1 福祉・介護職員等処遇改善等緊急支援事業費補助金対象サービス  
（厚労省実施要綱6（1）又はこ家庁実施要綱6（1）に該当するサービス）

区分	サービス区分	交付率	対象経費
ア	居宅介護	20.3%	実際に対象施設・事業所の賃金改善に充てられた経費のうち、厚労省実施要綱又はこ家庁実施要綱の「7補助対象経費」で定める経費に該当するもの。 （別に定める実績報告書の提出期日までに事業を完了したものに限る。）  (※) ア：厚労省実施要綱 イ：こ家庁実施要綱
	重度訪問介護	20.3%	
	同行援護	20.3%	
	行動援護	20.3%	
	重度障害者等包括支援	20.3%	
	生活介護	11.1%	
	施設入所支援	22.2%	
	短期入所	22.2%	
	療養介護	22.2%	
	自立訓練（機能訓練）	23.0%	
	自立訓練（生活訓練）	23.0%	
	宿泊型自立訓練	23.0%	
	就労選択支援	11.4%	
	就労移行支援	11.4%	
	就労継続支援A型	11.4%	
	就労継続支援B型	11.4%	
	就労定着支援	11.4%	
	自立生活援助	11.4%	
	共同生活援助（介護サービス包括型）	14.1%	
	共同生活援助（日中サービス支援型）	14.1%	
共同生活援助（外部サービス支援型）	14.1%		
イ	児童発達支援	18.5%	
	医療型児童発達支援	18.5%	
	放課後等デイサービス	18.5%	
	居宅訪問型児童発達支援	18.5%	
	保育所等訪問支援	18.5%	
	福祉型障害児入所施設	80.8%	
	医療型障害児入所施設	80.8%	

注 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

表2 福祉・介護職員等処遇改善等緊急支援事業費補助金対象サービス  
 (厚労省実施要綱6(2)又はこ家庁実施要綱6(2)に該当するサービス)

区分	サービス区分	交付率	対象経費
ア	計画相談支援	47.0%	実際に対象施設・事業所の賃金改善に充てられた経費のうち、厚労省実施要綱又はこ家庁実施要綱の「7補助対象経費」で定める経費に該当するもの。 (別に定める実績報告書の提出期日までに事業を完了したものに限る。)  (※) ア：厚労省実施要綱 イ：こ家庁実施要綱
	地域相談支援(地域移行支援)	47.0%	
	地域相談支援(地域定着支援)	47.0%	
イ	障害児相談支援	47.0%	

別表第2（第11関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出 部数	提出期日
規則第4条 の規定による 書類	令和7年度福祉・介護職員等処遇改善等 緊急支援事業費補助金交付申請書 1 福祉・介護職員等処遇改善等緊急支援 事業計画書（総括表）  2 福祉・介護職員等処遇改善等緊急支援 事業計画書（個票）  3 その他知事が必要と認めるもの	様式第1号  様式第1号別 紙1  様式第1号別 紙2	1部  1部  1部  1部	別に定める 日
規則第6条 第1項第1 号、第2号 及び第3号 の規定によ り承認を受 ける場合の 書類	令和7年度福祉・介護職員等処遇改善等 緊急支援事業費補助金変更（中止、廃 止）承認申請書 1 変更に係る届出書（福祉・介護職員等 処遇改善等緊急支援事業）  2 福祉・介護職員等処遇改善等緊急支援 事業計画書（総括表）  3 福祉・介護職員等処遇改善等緊急支援 事業計画書（個票）  4 その他知事が必要と認めるもの	様式第2号  様式第2号別 紙  様式第1号別 紙1  様式第1号別 紙2	1部  1部  1部  1部	当該事業の 変更（中 止、廃止） を行う日の 15日前まで
規則第13条 第1項の規 定による書 類	令和7年度福祉・介護職員等処遇改善等 緊急支援事業費補助金実績報告書 1 福祉・介護職員等処遇改善等緊急支援 事業実績報告書  2 福祉・介護職員等処遇改善等緊急支援 事業実績報告書（事業所別個票）  3 その他知事が必要と認めるもの	様式第3号  様式第3号別 紙1  様式第3号別 紙2	1部  1部  1部  1部	別に定める 日
第6の2の 規定による 書類	1 福祉・介護職員等処遇改善等緊急支援 事業費補助金請求書  2 その他知事が必要と認めるもの	様式第5号	1部  1部	別に定める 日